

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Oct. 2022 vol.117

10月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

リサイクルの日

皆様は、10月20日が、リサイクルの日とされていることをご存知でしょうか。「10が一回り、20が二回り」という語呂合わせから、日本リサイクルネットワーク会議が1990年に制定したそうです。ここから派生し現在では、経済産業省を中心に、毎年10月を「3R推進月間」とし、様々な普及啓発活動を行っています。3RとはReduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の総称で、近年ではだいぶ身近なワードとなったように感じますね。3Rはどれも難しいものではなく、買い物の際に詰替え可能な商品を選んだり、資源をきちんと分別することも、立派な取組みになります。まずは出来る事から、未来の地球の為に、身近な3Rを探してみてくださいはいかがでしょうか。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



永年勤続者に支給するギフト旅行券

会社へ永年にわたり勤務する従業員へ、現在までの功労と会社への貢献を表彰するための「永年勤続者表彰」制度を導入している企業は多いかと思えます。表彰を行うことにより、従業員の定着やモチベーションアップにつながり、会社の業績向上につながります。従業員全員が喜ぶものを支給したいですね。

この永年勤続者に支給する記念品等として、ギフト旅行券を支給する場合がありますが、旅行券は有効期限がないものも多く、換金も可能であることから、原則として給与として課税されます。しかし、永年勤続者に対しギフト旅行券が支給された場合であっても、次の1と2の要件を満たすものであれば、給与課税されないことになっています。

1 永年勤続表彰が給与課税の対象とならないための基本的な要件

1. 当該利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められるものであること
2. 当該表彰がおおむね10年以上の勤続年数のものを対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること



2 永年勤続表彰としてギフト旅行券を支給した場合に、給与課税の対象とならないための要件

1. 旅行の実施は、旅行券の支給後1年以内であること
2. 旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なものであること
3. 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項（旅行実施者の所属、氏名、旅行日、旅行先、旅行社等への支払額等）を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して提出すること
4. 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券の支給後1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合には、当該使用しなかった旅行券は返還すること

MUKAI NEWS!

2023年経営方針発表会がありました(*^^*)!

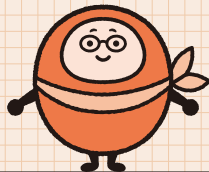
むかいアドバイザーグループの原です。肌寒い日も増え、少しずつ秋めいてきましたね。季節の変わり目は風邪をひきやすいので体調管理を徹底している今日この頃です。さて、先日弊所で経営方針発表会がありました!昨年度実績や今年度目標、経営理念を確認し、今後もお客様第一の精神を忘れず、ご満足頂けるお仕事をしていきたいと思いました。また、会の最後には先日行われた弊所男性メンバーお食事会での一幕「女性メンバーへの感謝のお言葉」という素敵な映像まであり…(涙)これから段々と忙しくなってきますが、むかいメンバー全員で頑張っていきたいと改めて思いました!



むーマンの相続相談室

テーマ：成人年齢引下げによる相続・贈与への影響

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人々を
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

平成30年の民法の一部改正により令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられ、同日において18～19歳の人は新成人となり、令和4年4月2日以降生まれの人は18歳の誕生日に成人となります。この改正は、相続や贈与にも影響ありますか？



太郎さん



むーマン

今回の民法改正による成人年齢の引下げにより、相続や贈与には例えば次のような影響があります。早期に制度が可能となるケースだけでなく、これまでより増税となるケースもありますので、ご注意ください。

相続税

相続税の計算上、相続や遺贈で財産を取得した法定相続人が未成年だと税額から一定額を差し引ける「未成年者控除」が適用できます。今回の改正により、令和4年4月1日以降の相続や遺贈について、次のように控除額が縮小されることとなりました。

- 改正前の未成年者控除額 ……その未成年者が満20歳になるまでの年数×10万円
- 改正後の未成年者控除額 ……その未成年者が満18歳になるまでの年数×10万円

未成年者
控除の縮小

贈与税

次の贈与税に関する制度や特例については、令和4年4月1日以後の贈与について、受贈者の年齢要件がその年1月1日において18歳以上であることに引下げられ、これまでより早期に適用できるようになりました。

- 相続時精算課税制度
- 贈与税の特例税率（暦年贈与）
- 住宅取得等資金の贈与の非課税等

上記のほか、非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除、結婚・子育て資金の非課税などの贈与税の特例についても適用年齢が引き下げられています。

遺産分割協議書の締結

また、相続に関連する内容として、遺産分割協議にも影響があります。未成年者は、単独で法律行為が行えないため、特別代理人等なしでは遺産分割協議に参加することができず、その手続きは割と複雑で時間も要しましたが、今回の改正により、18歳でも、単独で遺産分割協議ができるようになりました。

代理人は
不要になる

18歳以上に
引き下げ!

むーマン
から一言!

このように未成年者がいる場合の相続・贈与に関しては、成人年齢の引下げの影響を受けるケースが考えられますので、専門家にご相談されることをお勧めします。

WEBからも
ご予約可能!

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

0120-779-155



相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。

今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「つきまとう」

こどもが親につきまとう。うるさいほどにつきまとう。ときに閉口するほどのことがあっても、それでも、つきまわれればやっぱりかわいい。自分のつくった製品、自分の売った商品、自分のやった仕事。つくりっ放し、売りっ放し、やりっ放しでは心が残る。おたがいに、つくすることに真剣で、売ること誠実で、そして仕事に真実熱心ならば、そのゆくえをしっかりと見定めたい。見定めるだけでなく、どこまでも、いつまでも、それについてまわりたい。使い具合はどうですか、調子はどうでしょう、ご不便はございませんか。ときに閉口されるほどであっても、仕事の成果を案ずるその真剣さ、誠実さはうれしい。こんな心がけて、おたがいにつくりたい。売りたい。そして懸命に仕事をしたい。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています